

平成31年2月25日

教育委員会告示第11号

久喜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成26年久喜市教育委員会告示第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、久喜市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） スポンサー 図書館において一般の利用に供する雑誌を購入し、市に提供するもの

（2） 提供雑誌 スポンサーが購入して図書館に提供する雑誌

（3） 雑誌スポンサー事業 提供雑誌の最新号の表面を包装するカバーに当該スポンサーの広告を表示して、当該図書館において一般の利用に供すること。

（提供雑誌の選定）

第3条 スポンサーは、館長が指定するものの中から提供雑誌を選定するものとする。

（スポンサーの基準等）

第4条 スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものはスポンサーになることができないものとする。

（1） 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は再生手続中であるもの

（2） 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの

（3） 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

（4） 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うことが適当でないもの

3 市長は、広告掲載期間中にスポンサーが前項各号のいずれかに該当したとき又はそのおそれがあると認めるときは、当該スポンサーの雑誌スポンサー事業を取り止めるものとする。

4 前項の規定により雑誌スポンサー事業を取り止めた場合は、市はその損害を被らない。

(広告の基準)

第5条 掲載する広告内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 基本的人権又は他人の権利利益を侵害するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認を与えるおそれがあるもの
- (6) 責任の所在が明らかでないもの
- (7) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの(意見広告)
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 比較広告
- (10) その他広告として適当でないと教育長が認めるもの

(広告の掲載期間等)

第6条 広告を掲載する期間は、第10条の規定により市と覚書を締結した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、市又はスポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(申込方法)

第7条 スポンサーになることを希望するものは、雑誌スポンサー事業申込書(様式第1号)を、広告掲載希望予定月の2箇月前までに市長に提出するものとする。

(スポンサーの決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、内容を審査し、その結果をスポンサー決定・却下通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(スポンサーの責務)

第9条 スポンサーは、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(覚書等)

第10条 市長は、第8条の規定によりスポンサー及び広告内容を決定したときは、速やかに申込者と覚書(様式第3号)を締結するものとする。

2 スポンサーは、自己の都合により覚書を解除しようとするときは、解除しようとする日の3箇月前までに市長に申し出なければならない。

(費用負担)

第11条 雑誌の購入及び広告の作成に係る費用は、スポンサーが負担する。

2 スポンサーは、提供雑誌の購入に係る費用を、原則として一括前納により、館長が指定する雑誌納入業者に支払うものとする。

3 スポンサーは、館長が指定する雑誌納入業者に提供雑誌を納入させるものとする。

(提供雑誌の休刊等による措置)

第12条 スポンサーは、広告掲載期間中に提供雑誌が休刊、廃刊又は不定期刊となったときは、市と協議の上、同額程度の別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(スポンサー事業の中止の申出)

第13条 スポンサーは、自己の都合により雑誌スポンサー事業を中止しようとするときは、中止しようとする日の3箇月前までに市長に申し出なければならない。

(提供雑誌の所有権)

第14条 提供雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(庶務)

第15条 雑誌スポンサー事業の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の久喜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。